

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	DB07-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月5日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

令和4年8月  
北海道電力株式会社

[REDACTED] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
<h3>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</h3> <p>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</li> <li>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</li> </ul> <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</li> <li>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実質的な内容に相違が無いことから、資料構成を反映し変更。</li> </ul> </li> <li>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</li> <li>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</li> </ul> <h3>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</h3> <p>2-1) 体制の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核物質防護に関する緊急時の体制図について、組織、構成が異なる。【比較表 P.7-7】</li> <li>組織に相違があるものの、緊急時に体制を構築し対応を行う点は同等である。</li> </ul> <p>2-2) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監視装置のうち泊発電所にない設備の記載なし。【比較表 P.7-11】</li> <li>設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</li> </ul>			

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針（手順書等含む。）</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等</li> </ul> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 概要</li> <li>2.2 区域管理</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.2.1 物理的障壁による区画</li> <li>2.2.2 出入管理</li> <li>2.3 探知施設</li> <li>2.4 通信連絡設備</li> <li>2.5 持込み確認</li> <li>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</li> </ul> </ul> <p>3. 別添</p> <p>別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む。）</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等</li> </ul> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 概要</li> <li>2.2 区域管理</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.2.1 物理的障壁による区画</li> <li>2.2.2 出入管理</li> <li>2.3 探知施設</li> <li>2.4 通信連絡設備</li> <li>2.5 持込み確認</li> <li>2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応</li> </ul> </ul> <p>3. 別添</p> <p>別添 泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>第7条：発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>&lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 要求事項の整理</li> <li>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む。）</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置、構造及び設備</li> <li>(2) 安全設計方針</li> <li>(3) 適合性説明</li> </ul> <li>1.3 気象等</li> <li>1.4 設備等</li> </ul> <p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 概要</li> <li>2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等</li> <li>2.3 区域の境界について</li> <li>2.4 郵便物等の点検</li> </ul> <p>2.5 不正アクセス行為の防止対策</p> <p>3. 技術的能力説明資料 (別添資料) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■設備名称の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>&lt;概要&gt;</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する女川原子力発電所2号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>1.において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準事故対処設備について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための運用、手順等を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>1.において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2.において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3.において、追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し、必要となる運用対策等を整理する。</p>	

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由																		
<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する。</p> <p>設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条の要求事項を、<a href="#">第1.1-1表</a>に示す。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">第1.1-1表 設置許可基準規則 第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</th> <th style="text-align: right;">技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</th> <th style="text-align: right;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>7条-3</p>	第1.1-1表 設置許可基準規則 第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考	<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</th> <th style="text-align: right;">技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</th> <th style="text-align: right;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考	<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>1. 基本方針</b></p> <p><b>1.1 要求事項の整理</b></p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項</th> <th style="text-align: right;">技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</th> <th style="text-align: right;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考	<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>■記載表現の相違 (付番の相違)</p>
第1.1-1表 設置許可基準規則 第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考																			
<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>																			
表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考																			
<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>																			
表1 設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条 要求事項	技術基準規則 第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)	備考																			
<b>第7条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第二十四条第六項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するための最悪を避けなければならない。</p>	<b>【追加要求事項】</b> <p>工場等には、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいふ。第三十五条第五項において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>																			

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1)位置、構造及び設備</p> <p>□ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む。）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>□ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1～2.6 : P7条-9～11）】</p>	<p>1.2 追加要求事項に対する適合性（手順等含む。）</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本の方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(b) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視とともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料（2.1～2.5 : P2-7-11～16）】</p>	<p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>(2) 安全設計方針（手順書等含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全設計</li> <li>1.1 安全設計の方針                     <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> </li> <li>(1) 設計方針                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> </li> <li>(2) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</li> <li>(2) 体制                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p> <p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1-1図に示す。</p> </li> </ol>	<p>(2) 安全設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全設計                     <p>1.1 安全設計の方針                             <p>1.1.1 基本の方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> </p></li> <li>(1) 設計方針                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1～2.3 : P7条-9, 10)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P7条-9) (2.5 : P7条-11)】</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P7条-9) (2.6 : P7条-11)】</p> </li> <li>(2) 体制                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p> <p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1.1図に示す。</p> </li> </ol>	<p>(2) 安全設計方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>安全設計                     <p>1.1 安全設計の方針                             <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.5 人の不法な侵入等の防止</p> </p></li> <li>(1) 設計方針                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12)                      (2.3 : P2-7-13, 14)】</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>【説明資料 (2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12 )                      (2.4 : P2-7-15)】</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.5 : P2-7-16)】</p> </li> <li>(2) 体制                     <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、法律に基づき核物質防護管理者を選任し、所長のもと、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。</p> <p>人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。</p> <p>核物質防護に関する緊急時の組織体制を、第1.1.1図に示す。</p> </li> </ol>	<p>■記載表現の相違          (付番の相違)</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul>	<p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からのアクセス遮断措置については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、核物質防護対策として、侵入防止及び出入管理を実施する。侵入防止及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止及び出入管理については、予め手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・侵入防止及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、保守の計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・侵入防止及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul>	<p>(3) 手順等</p> <p>a. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、電気通信回線を通じた外部からのアクセス遮断措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からのアクセス遮断措置については、手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る設備の機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・外部からのアクセス遮断措置に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul> <p>b. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等のうち、不正アクセス行為を防止することを目的に、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムにおいて、接近管理及び出入管理を実施する。接近管理及び出入管理は、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等による防護、探知施設による集中監視、外部との通信連絡、物品の持込み点検並びに警備員による監視及び巡視を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接近管理及び出入管理については、手順を整備し、的確に実施する。</li> <li>・接近管理及び出入管理に係る設備の機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</li> <li>・接近管理及び出入管理に係る教育を定期的に実施する。</li> </ul>	

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

第1.1-1図 核物質防護に関する緊急時の体制

第1.1.1.1図 核物質防護に関する緊急時の体制図

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>(3) 適合性説明  <b>第七条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</b>          工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p><b>適合のための設計方針</b>          発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの<b>爆発物</b>や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</li> <li>b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。</li> <li>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</li> <li>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</li> </ul> <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込みの防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</li> <li>b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの<b>爆発物</b>及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行なうことができる設計とする。</li> </ul> <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</li> </ul>	<p>(3) 適合性説明  <b>(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b>  <b>第七条</b> 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p><b>適合のための設計方針</b>          発電用原子炉施設への人の不法な侵入、郵便物等による発電所外からの<b>爆破物</b>や有害物質の持込み及び不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対し、これを防護するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>(1) 人の不法な侵入の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行える設計とする。</li> <li>b. 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。</li> <li>c. 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。</li> <li>d. 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</li> </ul> <p>【説明資料(2.1～2.4 : P7条-9, 10) (2.6 : P7条-11)】</p> <p>(2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行なうことができる設計とする。</li> <li>b. 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの<b>爆破物</b>及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行なうことができる設計とする。</li> </ul> <p>【説明資料(2.1～2.2 : P7条-9, 10) (2.5 : P7条-11)】</p> <p>(3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</li> </ul> <p>【説明資料(2.1 : P7条-9) (2.6 : P7条-11)】</p>	<p>(3) 適合性説明  <b>(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</b>  <b>第七条</b> 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。</p> <p><b>■記載表現の相違（用語の統一）</b></p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入を防止を防止するための区域を設定し、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護して、点検、確認等を行うことにより、接近管理及び出入管理を行える設計とする。また、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行なう設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な接近を防止する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12)          (2.3 : P2-7-13, 14)】</p> <p><b>■記載表現の相違（用語の統一）</b></p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与える、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの<b>爆破物</b>及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、持込み点検を行なうことができる設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12)          (2.4 : P2-7-15)】</p> <p><b>■記載表現の相違（用語の統一）</b></p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.5 : P2-7-16)】</p>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	1.3 気象等 該当なし	
1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 構内出入監視装置 発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。	1.4 設備等 10. その他発電用原子炉の附属施設 10.10 構内出入監視装置 発電用原子炉施設に対する人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、通信連絡設備、監視装置、検知装置、施錠装置等を設ける。 【説明資料(2.1～2.4 : P7 条-9, 10)】	1.4 設備等 10.10 構内出入監視装置 不法な侵入等を防止するため、照明灯、有線通信装置、テレビカメラ、磁気施錠装置等を設ける。 【説明資料(2.1 : P2-7-11) (2.2 : P2-7-11, 12)】	

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画して、巡視、監視等を行うことにより、侵入防止及び出入管理を行うことができる設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入（核物質の不法な移動、妨害破壊行為を含む。）を防止するための区域を設定し、核物質防護対策として、その区域を人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護し、点検や確認等を行うことにより、接近管理や出入管理を行える設計とする。さらに、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>また、探知施設を設け、警報、映像等を集中監視するとともに、核物質防護措置に係る関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。さらに、防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物や有害物質の持込みを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を防止するため、核物質防護対策として、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じた不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。核物質防護に関する緊急時の組織体制を第1.1-1図に示す。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>2.1 概要</p> <p>人の不法な侵入等を防止するための区域を設定するとともに、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって防護し、点検や確認等を行うことにより、接近管理や出入管理を行える設計とする。さらに、探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視するとともに、外部との通信連絡を行う設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷する恐れがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物や有害物質の持込みを含む。）について、持込み点検を行うことができる設計とする。</p> <p>また、不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、それを未然に防止するため、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムとして、核物質防護に関する文書に規定する情報システムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないように、当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。</p> <p>核物質防護対策としてこれらの対策を行う。</p>	<p>■記載表現の相違 「。」の有無</p> <p>■記載表現の相違 (用語の統一)</p> <p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画 特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。 [実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p> <p>2.2.2 出入管理</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第5号、第6号]</p>	<p>2.2 区域管理</p> <p>2.2.1 物理的障壁による区画 特定核燃料物質の防護のための区域（以下、「防護区域」という。）、その外周に周辺防護区域、さらにその外周に立入制限区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画しており、人が侵入することを防止している。 [実用炉規則第91条第2項第1号、第2号、第3号]</p> <p>2.2.2 出入管理</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第5号、第6号]</p>	<p>2.2 区域の設定、持込み物品の点検及び出入管理等 人の不法な侵入等を防止するため、発電所内に区域を設け、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁によって区画し、その境界等において、警備員や設備により、点検や確認等を実施している。また、探知施設、通信連絡設備を設置している。</p> <p>具体的には、以下のとおり。</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	
<p>2.3 探知施設</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第4号、第8号、第11号、第12号、第22号]</p>	<p>2.3 探知施設</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div> <p>[実用炉規則第91条第2項第4号、第8号、第11号、第12号、第22号]</p>	<p>■設備の相違 泊発電所に無い設備のため記載なし。 設備構成に相違があるものの、見張人の詰所にて監視装置による監視を行う点は同等である。</p>	

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<b>2.4 通信連絡設備</b> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div> <p>〔実用炉規則第91条第2項第22号〕</p>	<b>2.4 通信連絡設備</b> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div> <p>〔実用炉規則第91条第2項第22号〕</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>	<span style="color: green;">■記載表現の相違 (用語の統一)</span>
<b>2.5 持込み確認</b> <p>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆発物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div> <p>〔実用炉規則第91条第2項第8号〕</p>	<b>2.5 持込み確認</b> <p>防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように持込み点検を行っている。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div> <p>〔実用炉規則第91条第2項第8号〕</p>	<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

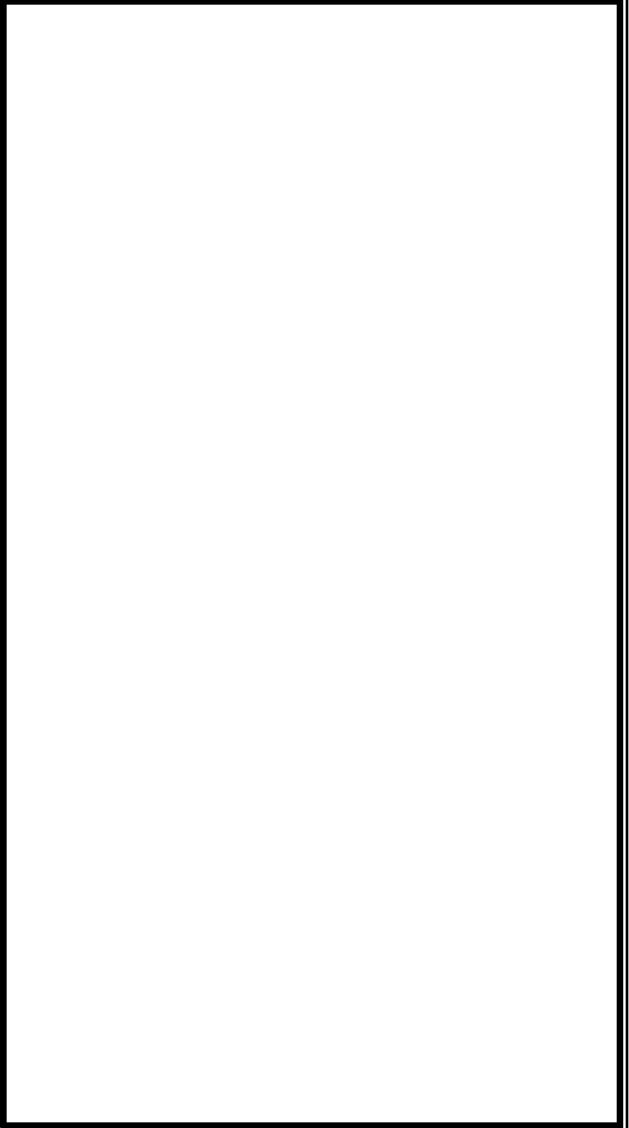
## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。	2.6 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）に対しては、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムが、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する措置を講じている。 [実用炉規則第91条第2項第18号、第19号]	2.5 不正アクセス行為の防止対策 サイバーテロを含む不正アクセス行為を防止するため、人の不法な侵入等の防止に必要な設備又は操作に係るシステムは、電気通信回線を通じて妨害破壊行為等を受けることがないようにしている。 具体的には、以下の対策等を実施している。 [実用炉規則第91条第2項第18号、第19号] なお、発電用原子炉施設に係る情報システムについては、設置許可基準規則第24条参照。	
3. 別添 別添 <a href="#">女川原子力発電所2号炉</a> 運用、手順説明資料 発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	3. 別添 別添 <a href="#">泊発電所3号炉</a> 運用、手順説明資料 発電所原子炉施設への人の不法な侵入等の防止		■設備名称の相違

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
		<p>2.4 郵便物等の点検          郵便物等による爆破物又は有害物質の持込みを防止するために、不審な点等について確認の上、専任の担当者が発電所構内へ配達している。          具体的には、以下のとおり確認している。</p> 	

## 泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	大飯発電所3／4号炉	差異理由
<p>■別添</p> <p>女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■別添</p> <p>泊発電所3号炉 運用、手順説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■別添</p> <p>大飯発電所3号炉及び4号炉 技術的能力説明資料 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止</p>	<p>■設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表 r.3.0

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

泊発電所 3号炉 DB基準適合性 比較表 r.3.0

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 第7条 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止（別添）

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料  
比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

● 整理を行う経緯は、以下の通り

- 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
- 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
- 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

● 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拘らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見<sup>※1</sup>を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拘らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
  - 別紙 1：比較対象プラント一覧
  - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

## 比較対象プラント一覧

凡例
●大飯3／4号炉
●女川2号炉
●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
プラントD B	不法な侵入（第7条）	概ね説明済み	女川2号炉	炉型によらず共通の要求に係る条文のため	女川2号炉 女川一泊一大飯
	誤操作の防止（第10条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	設計基準事故等への対応操作の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯
	安全避難通路（第11条）	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉 女川一泊一大飯
	安全施設（第12条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	安全施設に該当する設備の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯
	全交流電源喪失（第14条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯
	RCPB（第17条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	RCPB接続系統構成の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯
	安全保護回路（第24条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	原子炉停止系統及び工学的安全施設の類似による安全保護回路の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯
	保安電源（第33条）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉 女川一泊一大飯

## 【7条：不法侵入】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	具体的理由	泊の不法侵入については PWR 審査初期の資料構成であり、PWR の最新審査実績の大飯と類似しているものの BWR (女川) の資料とは異なる構成である。また、不法な侵入等の防止は、炉型や建屋設計に関係なく、核物質防護に要求される基準要件も同一であることから、先行審査知見の反映も考慮し、女川を比較対象としたうえで泊の記載を見直し、女川に合わせた資料構成とする。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法	<p>① 比較表による比較※：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映する。（文言単位の比較は行わない）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、女川を比較対象として泊の資料構成を見直すことから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。</p> <p>② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合性の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川 2 号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯 3／4 号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

女川PSに対する泊PSのまとめ資料及び比較表の作成状況整理表

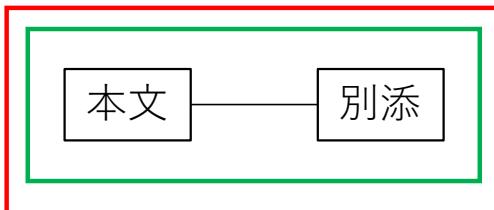
第7条 不法な侵入等の防止

【凡例】 ○：記載あり  
 ×：記載なし  
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載  
 △：他条文の資料などに記載

プラント		泊 3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
別添 女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 (別添)						
発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	○			

## 泊3号炉 比較表の作成範囲

### 7条 発電用原子炉施設への不法な侵入等の防止



比較表作成範囲

泊3号作成範囲

女川2号作成範囲

※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称  
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	
別添	運用、手順に係る説明資料	